

週休2日確保工事(受注者希望型)の試行に関する特記仕様書

本工事は、週休2日確保工事試行要領(以下、「試行要領」という。)に基づく週休2日確保工事(受注者希望型)の試行対象工事である。

(対象期間)

第1条 現場着手日(工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日)から工事完了日(後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日)までの期間とする。

なお、年末年始(12月29日～1月3日)6日間、夏季休暇(土日除く)3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

(用語の定義)

第2条 本特記仕様書における「週休2日」とは、対象期間において、原則、土曜日・日曜日を現場閉所とし、4週8休以上の休日を確保した状態をいう。

- 2 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- 3 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(実施方法)

- 3条 週休2日確保工事の受注者は、現場着手日までに実施希望の有無について、工事打合せ簿で監督員に通知しなければならない。
- 2 週休2日確保工事を実施する受注者(以下「受注者」という。)は、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とした計画を立て、現場着手日までに「月間現場閉所(計画・報告)書」(様式1)を監督員に提出し確認を受けるものとする。
- 3 受注者は、原則として毎月末に「月間現場閉所(計画・報告)書」(様式1)を監督員に提出し、現場閉所の状況を報告するものとする。
- 4 受注者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。
- 5 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を明示するものとする。
- 6 受注者は、現場作業がすべて完了した後、速やかに現場閉所履行報告書(様式2)を監督員に提出する。

- 7 受注者は、天候や緊急対応等による現場閉所日の振替をすることができる。
- 8 受注者は、工事途中に週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し監督員に通知するものとする。
- 9 受注者は、工事日報やKY活動日誌等現場閉所の確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第4条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、現場閉所状況に応じて、試行要領に基づき費用を計上するものとする。

(アンケート調査等)

第5条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第6条 特記仕様書に記載の外は、試行要領による。

(工事看板明示の例)

